

議案第2号

目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年2月16日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
目黒区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月目黒区条例第
31号）の一部を次のように改正する。

付則第3項第1号中「この号」の次に「及び付則第8項から第10項まで」
を加える。

付則中第9項を第15項とし、第8項を第14項とし、第7項の次に次の6
項を加える。

- 8 付則第3項各号に掲げる者（次項及び付則第10項において「職員等」という。）が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
- 9 職員等が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第3号イに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 10 職員等が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1

年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

- 1 1 旧個人情報保護条例第12条の2第1項に規定する受託者又は指定管理者である法人又は人の業務に関して、その法人の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、付則第8項から前項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。
- 1 2 付則第8項から第10項までの規定は、区の区域外において当該各項の罪を犯した者にも適用する。
- 1 3 この条例の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 目黒区個人情報保護条例等の廃止に伴う罰則の経過措置を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。